

**令和 7 年度 物流対策総合支援事業（輸出実証）業務委託に係る
企画提案募集要領**

沖縄県では、「令和 7 年度 物流対策総合支援事業（輸出実証）」を実施します。受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 事業概要

(1)事業目的

企画提案仕様書に記載のとおり。

(2)委託業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 10 日まで

(3)予算額

7,333 千円（消費税含む）

(4)採択予定件数

3 件程度

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。

＜地方自治法施行令＞

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者。

(4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていない者。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者。

(7) 業務の進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者。

(8) 事業終了後も追跡調査や会計検査の対応へ協力できる者。

(9) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員が、上記応募資格(1) 及び(2)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(6)及び(7)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複して応募する者でないこと。

カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の構成員との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

(10) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体)につき、提案は 1 件であること。

(11) 沖縄の物流環境の現状や課題並びに業界の動向等について精通し、円滑にビジネス展開ができるもの。

(12) 県内事業所、もしくは県内支店や営業所等の事業拠点（県内での法人登記の有無はと問わない）を有する者であること。また、沖縄県に事業所がある企業が主体となった共同企業体であること。

3 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

4 応募の手続き

(1) 企画提案に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書〔様式 1〕に必要事項を記入の上、下記により電子メールにて提出すること。

■ 受付期間：令和 7 年（2025 年）8 月 8 日（金）12 時まで

■ 提出先：事務局／沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

電子メールアドレス：logi@okinawa-ric.or.jp

■ 件名：「物流対策総合支援事業（輸出実証）に関する質問」

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、県ホームページへの掲載により行う。

■ 回答日時：令和 7 年（2025 年）8 月 18 日（月）※13 時以降予定

(3) 企画提案書及び応募書類等の提出

応募書類等の提出は、下記により郵送（書留郵便による）もしくは持込により提出すること。なお、郵送については提出期限内に到着すること。

■提出期限：令和7年（2025年）8月27日（水）12時必着 ※期限厳守

■提出場所：事務局／沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

〒901-0152 那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 4 階

電話番号：098-851-7515 FAX 番号：098-859-6233

(4) 提案内容の審査

書類審査に加え、必要に応じて提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

■日時：令和7年（2025年）9月5日（金）午後予定

■場所：沖縄県庁 14 階商工労働部会議室

※実施する場合は、日時（各提案者の開始時間）及び場所について個別に連絡する。

※プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答 15 分程度の 25 分を予定。

(5) 質問・相談先

事務局／沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

〒901-0152 那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 4 階

電話番号：098-851-7515 FAX 番号：098-859-6233

受付時間：午前9時－午後4時（平日） ※土、日、祝祭日は休み

5 提出書類及び必要部数等

応募にあたっては、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本8部（（7）は正本のみ）提出すること。原則A4版、片面印刷とし、インデックスで間仕切りを入れ、フラットファイルに綴って提出すること。

(1) 企画提案応募申請書〔様式2〕

(2) 提案書〔様式3〕

(3) 会社概要表〔様式4〕

(4) 積算書〔様式5〕

(5) 実績書〔様式6〕

(6) その他提案に関する資料(様式任意)

ア 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

イ 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

ウ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

エ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

オ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類

(7) 協定書

共同企業体として応募する場合に提出すること。なお、協定書の主な内容は下記のとおりとする。

○目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の出資割合、構成員の連帯責任、瑕疵担保責任等

6 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

- ア 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- イ 提案内容の審査は、提出された書類に基づき書類審査及びプレゼンテーション(場合により実施)を行うものとする。
※プレゼンテーションを行う場合は、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、プレゼンテーション時に提出された書類等については審査対象外とする。
- ウ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- エ 評価委員会が選定した者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者を選定できるものとする。
- オ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- カ 受託決定にあたって、金額の調整を行う場合がある。

(2) 主な評価項目（予定）

評価委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価を行う。

ア 事業の適合性：

- ・沖縄の物流の現状・課題を踏まえた内容となっているか。
- ・企画提案のコンセプトが企画提案仕様書に合致しているか。

イ 事業の具体性：

- ・提案に具体性、専門性があるか。
- ・事業計画・スケジュールは明確で妥当なものか。
- ・物流環境の改善、貨物輸送の流れ、貨物確保に向けた取組は具体的か。

ウ 事業の実効性：

- ・提案が実効性のある内容となっているか。
- ・事業を円滑に実施する体制（組織、担当者、施設、資金力等）を有しているか。
- ・本事業に類似、関連する業務について、十分な実績を有しているか。
- ・実証終了後も、民間事業として事業継続できる可能性が高いか。

エ 事業の妥当性：

- ・積算書の内容（予算の使途、金額等）は妥当なものか。

オ その他：

選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。

これらの承認制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。

- a) 所得向上応援企業認証制度
- b) 経営革新計画認証制度
- c) 人材育成企業認証制度
- d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- e) パートナシップ構築宣言企業

7 その他留意事項

- (1) 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションに要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結に当たり、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

＜沖縄県財務規則＞

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7)～(13) 略

(5) 受託事業者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、県と受託事業者間で協議の上、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(6) 契約手続きに関する費用については、受託事業者の負担とする。

(7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本要領に違反すると認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(8) その他、公募に係る詳細は企画提案仕様書による。